

様式第7号(第15条、第17条関係)  
加資許第 49 号

許 可 証

住所 加須市旗井1113番地  
氏名 有限会社孝栄総業  
代表取締役 籠宮 正幸



申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業所の所在地及び名称	加須市旗井1113番地3 有限会社孝栄総業
取扱廃棄物の種類	家庭系及び事業系一般廃棄物（ごみ）特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に定めるもの
収集運搬及び処分の別	収集運搬業
処分の方法	—
事業の区域	北川辺地域及び大利根地域 特定家庭用機器再商品化法に係る指定引取場所
許可の期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
許可の条件	1 関係法令、市条例及び市の指示を遵守し、誠実に業務を行うこと。 2 業務に関する一切の行為について、その責任を負うこと。 3 営業区域については、許可時の区域に限る。

令和8年3月26日

加須市長 角 田 守 良



加資許第 49 号

複製

排出元市町村

一般廃棄物収集運搬業務実績報告書については、次のとおり提出すること。

- ・ 上半期分（4月～9月）は、10月10日までに提出すること
- ・ 下半期分（10月～3月）は、4月10日までに提出すること

※実績が無い場合についても、月ごとに1枚作成し、必ず提出すること。